

わたしは ダメサレナイ!!

第20話 外国通貨買取り詐欺

●監修 中谷 薫 (なかたに・かおる)

横浜市消費生活総合センター／消費生活専門相談員

このコーナーで紹介するまんがは、実際に起きた事件をもとに、その「だましのシーン」を再現したものです。なぜだまされてしまうのか？ここで再現する巧みな策略に、その秘密が隠されています。「私だけは大丈夫!」なんて甘く考えてはいませんか？実はそう考える人こそ被害に遭いやすいのです。



「外国通貨を買い取る」と言ってお買わせ、実際は買い取らないという詐欺

ここ数年、聞きなれない外国の通貨を、あとで高値で買い取ることを装い、利殖商品として購入させながら、実際のところ買い取らない詐欺が増加しています。被害者は日本国内の銀行や両替所では取り扱われていない外国通貨を著しく不利なレートで買われます。主要な為替市場で取引されていない外国通貨は為替レートが分かりませんが、税関の外国為替換金レート等を参考に算出してみると、実際の価値の100倍〜300倍、通貨によっては2000倍以上で買わされています。被害に遭ったことに気づいても、それらの外貨は日本国内では換金が困難なので、紙幣だけが残ってしまう、買われた人は大きな被害を被ってしまうのです。

ポイント

「封筒の届いた人でないと買えない外貨」という電話

今回の詐欺はほとんどの場合、自宅に「色のついた封筒が届いていませんか。届いたら連絡をください」という電話から始まります。その封筒には、あまり聞いたことがない国の通貨の両替申込書が入っており、電話をかけてきた業者はその通貨がほしいのだが、封筒が届いた人でないと買えないというのです。

この段階のポイントは、「封筒は選ばれた人しか送られてこない」と強調し、封筒が届くのは幸運な人、と思い込ませることです。そして、封筒は「黄色」、「緑色」、「水色」など、色付き、であると伝え、色を印象づけることで、被害者の記憶に残すよう演出します。



ポイント2
高値で買い取るので、代わりに買ってほしいと勧誘され購入

電話をしてきた業者の言ったとおり色付きの封筒が2〜3日後に別の会社から届きます。そこにはある国のことを紹介したパンフレットと両替申込書が入っています。両替単位は、1口15万円などになっており、「貧しい国だが豊かな資源があり、将来必ず大きく成長する。その時は通貨の価値も大きく上がる」など、その国の通貨の価値が上昇することを謳っている場合がほとんどです。パンフレットが届いたことを、電話をかけてきた業者に連絡すると、業者は「代わりに買ってもらえば数倍で買い取る」などと言います。被害者は「なぜお宅が直接買わないのか?」とごく自然な疑問を持つのですが、言葉巧みな勧誘と、封筒が送られた人しか購入できない、高値で買い取る」という文句を鵜呑みにしてしまいます。

ポイント3
振り込むと「状況が変わった」として追加購入を促されてしまう

業者はパンフレットの価格の数倍で買い取りたいが、「1口では買い取れない」、「10口が最低ロット」などと言ってきます。被害者はどうせ儲かるなら・・・とパンフレットを送ってきた会社に10口分をFAXなどで申し込んだ後、代金を銀行に振り込みます。

しかし買い取りを持ちかけた業者は「彼の地で内紛が起きた」「政変により状況が変わった」「われわれもリスクがあるので少しでも口数の多い取引をしたい」など適当なことを言っ



この物語はフィクションです

乗って、2〜3回と繰り返してその外貨を注文し、結局のところ200万円近くを買わされてしまうパターンが多くみられます。

ポイント4

外貨は届くが買取りは実行されない 換金困難な外貨だけが残る

購入した外国の通貨（紙幣）はほとんどの場合、手元に届くようです。しかし、買取りが実行されることはありません。今回の外貨詐欺のケースは、返金交渉をするとなると、交渉相手はパンフレットを送ってきた外貨を販売した会社になりますが、その会社には被害者が自分から申し込んでおり、その一方では、その会社とは直接接触していないことも多く、また、実際に被害者に接触しているいろいろな嘘を言ったのは最初に電話してきた別の業者なので、返金交渉はとても難しくなってしまうのです。

結局、購入した価値のない紙幣だけが残ってしまい、しかも日本国内では換金しにくい、またはできないので、どうしようもありません。

★今回ご紹介した外国通貨買取り詐欺は、複数の業者が登場する劇場型勧誘です。高齢者が被害者となる場合が多く、過去に未公開株や社債などの投資被害に遭った人が再び被害に遭うことも多いようです。

こうした被害に遭わないためには、「自分だけが儲かる」というようなうまい儲け話には絶対に乗らないことです。また相手の言うことを鵜呑みにしないことが大切です。

困ったときや変だと思ったらときは、早めに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

「詳しい情報や相談」

- 全国の消費生活センター
- 国民生活センター ホームページ